

(表2) 金融再生法開示債権の状況 (平成15年3月期)

(単位:億円)

区 分	機関数	金融再生法開示債権				正常債権	合 計
		金融再生法開示債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権		
都市銀行	6	176,690	18,500	58,530	99,660	2,229,980	2,406,670
長期信用銀行	2	4,360	490	1,920	1,940	70,410	74,770
信託銀行	5	25,750	3,110	7,290	15,350	366,340	392,090
都銀・長信銀・信託計	13	206,800	22,100	67,740	116,960	2,666,730	2,873,530
(うち主要11行)	(11)	(202,440)	(21,610)	(65,820)	(115,010)	(2,596,310)	(2,798,760)
地方銀行	64	105,890	24,660	45,200	36,040	1,280,550	1,386,450
第二地方銀行	53	38,990	10,420	16,580	11,990	399,130	438,120
地域銀行計	118	146,600	35,370	62,390	48,840	1,725,680	1,872,290
小計(全国銀行)	131	353,390	57,470	130,130	165,790	4,392,410	4,745,810
協同組織金融機関計	541	91,680	29,550	36,070	26,050	853,530	945,270
うち信用金庫	327	74,170	23,500	30,210	20,460	672,600	746,830
うち信用組合	192	15,980	5,700	4,960	5,330	88,270	104,270
合計(預金取扱金融機関)	672	445,070	87,020	166,200	191,840	5,245,940	5,691,090

(注) 1.金融再生法第六条に基づく資産査定等報告書の集計。

2.計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

3.破綻公表済の金融機関を除く。

4.主要11行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。

5.UFJ銀行の不良債権残高については、UFJストラテジックパートナー社への分割分を加えたもの。

6.地域銀行計には埼玉りそな銀行を含む。